

# 公立大学法人設立における議会の議決事項

## 定款（法第7条）

（設立）

第7条 地方公共団体は、地方独立行政法人を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この条において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立しようとする場合にあっては総務大臣、その他の場合にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない。

（定款）

第8条 地方独立行政法人の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。

- 一 目的
  - 二 名称
  - 三 設立団体
  - 四 事務所の所在地
  - 五 特定地方独立行政法人又は特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人の別
  - 六 役員の定数、任期その他役員に関する事項
  - 七 業務の範囲及びその執行に関する事項
  - 八 公共的な施設（住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設をいう。以下この条、第21条第5号及び第24条において同じ。）の設置及び管理を行う場合にあっては、当該公共的な施設の名称及び所在地
  - 九 資本金、出資及び資産に関する事項
  - 十 公告の方法
  - 十一 解散に伴う残余財産の帰属に関する事項
- 2 定款（前項第5号に掲げる事項を除く。）の変更は、設立団体の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。
- 3 第1項第5号に掲げる事項については、定款を変更することができない。

## 料金の上限（法第23条第2項）

（料金）

第23条 地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

## 中期目標（法第25条第3項）

（中期目標）

第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）
  - 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
  - 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項
  - 四 財務内容の改善に関する事項
  - 五 その他業務運営に関する重要事項
- 3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

## 地方独立行政法人評価委員会設置条例（法第11条第3項）

（地方独立行政法人評価委員会）

第11条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、執行機関の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

- 2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。
  - 二 その他この法律又は条例によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。

## 処分の際に設立団体の長の認可が必要な重要な財産を定める条例(法第44条第1項)

(財産の処分等の制限)

第44条 地方独立行政法人は、条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

## 別に辞令を発せられない限り、公立大学法人の職員となる者の範囲を定める条例

(法第59条第2項)

(職員の引継ぎ等)

第59条 移行型特定地方独立行政法人(特定地方独立行政法人であってその成立の日の前日において現に設立団体が行っている業務に相当する業務を当該特定地方独立行政法人の成立の日以後行うものをいう。以下この章において同じ。)の成立の際、現に設立団体の内部組織で当該移行型特定地方独立行政法人の業務に相当する業務を行うもののうち当該設立団体の条例で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、当該移行型特定地方独立行政法人の成立の日において、当該移行型特定地方独立行政法人の相当の職員となるものとする。

2 移行型一般地方独立行政法人(一般地方独立行政法人であってその成立の日の前日において現に設立団体が行っている業務に相当する業務を当該一般地方独立行政法人の成立の日以後行うものをいう。以下この章において同じ。)の成立の際、現に設立団体の内部組織で当該移行型一般地方独立行政法人の業務に相当する業務を行うもののうち当該設立団体の条例で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、当該移行型一般地方独立行政法人の成立の日において、当該移行型一般地方独立行政法人の職員となるものとする。

## 法人へ承継させる権利の定め

(法第66条第1項)

(権利義務の承継等)

第66条 移行型地方独立行政法人の成立の際、当該移行型地方独立行政法人が行う業務に関し、現に設立団体が有する権利及び義務(当該移行型地方独立行政法人の成立前に設立団体が当該業務に相当する業務に関して起こした地方債のうち当該移行型地方独立行政法人の成立の日までに償還されていないものに係るものを除く。)のうち政令で定めるところにより設立団体の長が定めるものは、当該移行型地方独立行政法人の成立の時ににおいて当該移行型地方独立行政法人が承継する。

(施行令第9条)

(権利の承継に係る議会の議決)

第9条 設立団体の長は、法第66条第1項の規定により移行型地方独立行政法人(法第61条に規定する移行型地方独立行政法人をいう。)に承継させる権利(地方自治法(昭和22年法律第67号)第237条第1項に規定する財産に限る。)を定めようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

## 整備条例(設置条例の廃止、その他条例の規定の整備)